

令和3年9月10日

保護者の皆様へ

神戸市

家庭保育へのご協力をお願い

このたび、兵庫県に対して発令されている緊急事態宣言が延長されました。

保育所・認定こども園等については、引き続き感染拡大防止の取り組みを徹底したうえで運営を継続しますが、施設内における感染リスクをできるだけ抑える必要があることから、保護者の方のご判断において、登園を控えることが可能な場合には、ご協力いただける範囲で、ご家庭での保育に引き続きご協力をお願いいたします。

何卒ご理解のほどよろしくお願い致します。

1. 対象期間（延長後）

令和3年8月20日（金）から9月30日（木）まで

2. 保育料（0～2歳児クラス）の取り扱い

上記期間中、家庭保育に協力いただき1日でも欠席される場合は、欠席日数分の保育料を日割りで減額します。保育料の還付については、後日、神戸市または通われている施設よりあらためてお知らせします。

なお、神戸市から通われている施設へ登園状況を確認し、保育料の減額を行いますので、保護者の方から神戸市への特別な手続きは不要です。

3. 園にて陽性者が確認された場合の取扱い

感染拡大が続いている当面の間、未就学児は、常時適正な方法でマスクを着用することが難しいこと等を踏まえ、下記のとおり取り扱うこととします。

○陽性者が発生したクラスの園児は、原則、全員がPCR検査の対象となります。

・感染可能期間（発症の2日前〔無症状者の場合は陽性確定に係る検体採取日の2日前〕以降）に登園があった場合に限り。

・0歳児クラスの園児は安全性の観点から対象外となります。

○PCR検査の対象となった園児は、原則、検査結果が陰性であっても、陽性者との最終接触日の翌日から14日間の自宅待機をお願いします。

・検査を受けることができない0歳児クラスの園児についても同期間の自宅待機をお願いします。

※上記を原則としますが、保育の実施状況等によってはこの通りにはならないことがありますので、園の指示に従ってください。

4. 登園等にあたってのお願い

○登園前にご家庭で健康観察、検温をお願いします。

○園児及び同居のご家族が、発熱（37.5度以上）、咳等のかぜ症状がある場合は症状がなくなる（※）まで、これによりPCR検査を受けた場合には検査結果（陰性）がでるまで、登園を控えてください。

※園児が発熱した際は解熱後24時間以上経過してから登園してください。

○保護者が濃厚接触者に指定された場合、健康観察期間中は、園児の登園を控えてください。

○登園後に発熱や普段と様子が違うなどの体調の変化が見られる場合は、速やかなお迎えにご協力ください。

担当：こども家庭局幼保事業課 078(331)8181
園の運営に関する事：内線 4866・4871
保育料に関する事：内線 4861・4841
登園自粛等に関する事：内線 4871・4872